

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行

対象期間：

2022年度（2022年10月～2023年9月）

派遣労働者数 17人（1日平均）

派遣先数 11社

マージン率 35.5%

教育訓練に関する
事項

派遣就業の前に、安全衛生教育
業務内容に応じて、技術訓練の実施

労働者派遣に関
する料金額 30,960円（1日8時間あたり換算）

労働者派遣に関
する賃金額 19,950円（1日8時間あたり換算）

福利厚生

各種社会保険加入
健康管理支援
保養所利用（東京都情報サービス産業健康保険組合運営）
（全国情報サービス産業厚生年金基金運営）

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・有給休暇、慶弔等の特別休暇費用
- ・資格取得支援および教育研修費用
- ・営業、管理、採用等、事業運営にあたる人件費
- ・賃借料、広告費、通信費等の諸費用